

## 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（一部抜粋）

○久喜市立小・中学校通学区域に関する規則

平成 22 年 3 月 23 日 教育委員会規則第 18 号

最終改正 令和 2 年 12 月 25 日教委規則第 13 号

（趣旨）

第 1 条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。

（小学校の学区）

第 2 条 小学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。

（中学校の学区）

第 3 条 中学校の学区は、別表第 2 のとおりとする。

（許可の特例）

第 4 条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者からの願い出により前 2 条に規定する就学すべき小学校又は中学校に就学することが、心身の故障その他の事情により著しく困難と認められる者については、その就学すべき小学校又は中学校の属する別表第 1 の地区の欄又は別表第 2 の地区の欄と同一の地区において、その就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することを許可することができる。

2 前項の場合において、就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することができる事由は、別表第 3 のとおりとする。

3 教育委員会は、特別の事情がある場合において、第 1 項に規定する就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学することが適当と認められるときは、前 2 項の規定にかかわらず、その就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校に就学することを許可することができる。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

【省 略】

別表第1 (第2条関係)

地区	学校名	通学区域
久喜地区	【省略】	【省略】
菖蒲地区	久喜市立菖蒲小学校	菖蒲町菖蒲 (菖蒲東小学校通学区域を除く。) 菖蒲町上大崎 (三箇小学校通学区域を除く。) 菖蒲町新堀
	久喜市立小林小学校	菖蒲町小林
	久喜市立三箇小学校	菖蒲町三箇 (菖蒲東小学校通学区域を除く。) 菖蒲町上大崎 (菖蒲小学校通学区域を除く。) 菖蒲町台、菖蒲町河原井
	久喜市立栢間小学校	菖蒲町上栢間、菖蒲町下栢間、菖蒲町柴山枝郷
	久喜市立菖蒲東小学校	菖蒲町菖蒲 (菖蒲小学校通学区域を除く。) 菖蒲町三箇 (三箇小学校通学区域を除く。)
栗橋地区	【省略】	【省略】
鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄1丁目、葛梅1丁目、葛梅2丁目、葛梅3丁目
	久喜市立桜田小学校	八甫・東大輪及び西大輪の各一部、西大輪2丁目の一部、西大輪3丁目、西大輪4丁目、西大輪5丁目、外野、上川崎、八甫3丁目、八甫4丁目の一部、八甫5丁目、桜田1丁目・桜田2丁目及び桜田3丁目の各一部、桜田4丁目、桜田5丁目
	<u>久喜市立上内小学校</u>	<u>上内 478 番地</u>
	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部(鷺宮小学校及び上内小学校の通学区域を除く。)、鷺宮中央1丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目の一部、砂原1丁目
	久喜市立東鷺宮小学校	八甫・東大輪及び西大輪の各一部、西大輪1丁目、西大輪2丁目の一部、八甫4丁目・桜田1丁目及び桜田3丁目の各一部(桜田

	小学校の通学区域を除く。)、八甫1丁目、八甫2丁目、桜田2丁目及び鷺宮6丁目の各一部(砂原小学校の通学区域を除く。)
--	--

備考 次の表に定める調整区域に居住する者については、保護者からの願い出により久喜市立小林小学校に入学又は転入学することができる。

調整区域	菖蒲町柴山枝郷字丸谷
------	------------

別表第2 (第3条関係)

地区	学校名	通学区域
久喜地区	【省略】	【省略】
菖蒲地区	<u>久喜市立菖蒲中学校</u>	<u>菖蒲小学校・三箇小学校・菖蒲東小学校の通学区域</u>
	<u>久喜市立菖蒲南中学校</u>	<u>小林小学校及び栢間小学校の通学区域</u>
栗橋地区	【省略】	【省略】
鷺宮地区	【省略】	【省略】